

| | | |
|------|--------------------|----|
| 1 節 | 健康づくり支援体制の充実 | |
| 1—1. | 健康づくりの推進と保健サービスの充実 | 84 |
| 2 節 | 地域福祉の充実 | |
| 2—1. | 地域福祉の充実 | 86 |
| 3 節 | 高齢者の生きがいつくり | |
| 3—1. | 高齢者の生きがいつくり | 88 |
| 4 節 | 高齢者福祉の充実 | |
| 4—1. | 高齢者福祉の充実 | 90 |
| 5 節 | 障害者福祉の充実 | |
| 5—1. | 自立と社会参加の促進 | 92 |
| 6 節 | 児童福祉の充実 | |
| 6—1. | 子育て支援体制の充実 | 94 |
| 7 節 | 社会保険制度の充実 | |
| 7—1. | 社会保険制度の充実 | 96 |

1—1. 健康づくりの推進と保健サービスの充実

【現状と課題】

日本人の平均寿命は飛躍的に伸び、世界でもトップレベルの長寿国になる一方、生活習慣病、うつ病、認知症、寝たきりなど要介護状態となる人も増加の傾向にあり、それらに伴う医療費の増加も大きな課題となっています。

今後、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが重要です。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行います。そして、市民一人ひとりが主体的に健康的な生活習慣を実践するとともに、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた保健サービスの充実を図ることが重要です。

【基本的方向】

(1) 健康診査の推進

健康診査や各種がん検診を実施し、より受診しやすい検診体制の整備を図り、その普及啓発に努め、受診者数の増加を目指します。

(2) 保健指導の推進

子どものころからの生活習慣病（内臓脂肪症候群）予防のための保健指導、乳幼児の健康診査及び母子健康相談体制など保健指導の充実を図ります。

また、子どもから大人までの歯科保健指導を実施します。

(3) 健康づくり運動の指導体制

運動習慣の普及を図るため、各地域の拠点施設で健康運動指導を実践するとともに、地域健康づくりグループの育成を推進します。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|------------------|----------------------|------|------|
| (1) 健康診査の推進 | ・ 検診体制の充実と受診者の増加 | 市、市民 | |
| (2) 保健指導の推進 | ・ 生活習慣病（内臓脂肪症候群）の予防 | 市、市民 | ● |
| | ・ 乳幼児健診及び母子健康相談体制の充実 | | |
| | ・ 歯科保健指導の充実 | | |
| (3) 健康づくり運動の指導体制 | ・ 各地域の拠点施設で健康運動指導の実施 | 市、市民 | |
| | ・ 健康づくりグループの育成推進 | | |

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 主観的な健康観の向上 （自分が健康であると感じている人） | 男性 53.2% 女性 59.1% (H17) | 男性 58.3% 女性 63.2% (H22) | 男性 65%以上 女性 70%以上 (H28) |



健康づくり運動の指導

2-1. 地域福祉の充実

【現状と課題】

近年の出生率の低下と平均寿命の伸びにより、本市においても少子高齢社会が到来しており、また、障害のある人もない人もともに生きるというノーマライゼーションの理念を基調としたバリアフリー社会の実現が求められています。

このような中、福祉施策に対する市民の要望は多様化しており、これまでの施設中心の福祉から在宅福祉、地域福祉へとニーズが大きく変化するなど、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスの提供が求められており、その一役を担うボランティア活動の重要性がさらに高まっています。

一方、市社会福祉協議会においては、協議会支部を市内の全地区に配置を目指し、福祉推進委員の導入や支部組織の充実を図るなど、地域福祉活動に積極的に取り組んでおり、地域福祉を支援するボランティア活動についても、福祉ボランティアセンターを設置運営し、平成23年3月末現在では8,119人が登録し、活動しています。

今日の本格的な少子高齢社会においては、市民と行政が、それぞれの役割分担を明確にしながらか、地域で支え合う福祉社会の確立が重要であり、民生委員・児童委員の活動を中心として、福祉推進委員及びボランティアの支援などにより、地域福祉を支える体制を整備することが求められています。

【基本的方向】

(1) 地域福祉計画の推進

本市の福祉施策並びに地域福祉の基本的な理念やあり方を明確にし、地域福祉向上のための方策を総合的に推進します。

(2) 地域福祉活動拠点づくり

総合的な福祉拠点施設の整備を進め、地

域福祉の中核的機能を担う社会福祉協議会や福祉ボランティアセンターなどを配置します。

(3) 社会福祉協議会機能の充実

専門機関との連携などにより、市民ニーズに対応した福祉サービスの提供やボランティア活動提供基盤を整備します。

また、各地域の社会福祉協議会支部及び企業・関係団体などとの連携強化を図り、身近な地域での福祉・保健・ボランティア活動を推進します。

(4) 福祉ボランティアの育成

福祉ボランティアへの市民意識をさらに醸成するとともに、ボランティアコーディネーターや専門ボランティアを養成します。また、企業をはじめとする団体及び個人のボランティアの発掘、育成に努めるとともにその活動を支援します。

さらに、活動情報提供システムの構築やネットワーク化を進め、福祉ボランティア総合窓口を設置し、各支部との連携によりボランティアの支援体制の充実を図ります。

(5) 福祉系大学との連携推進

金城大学においては、大学施設の開放や市民福祉講座などの開催により、大学と市民の連携を進めるとともに、大学と福祉ボランティアセンターの連携により、ボランティア育成活動を広げます。

(6) 少子化対策の推進

地域の特性を活かしたイベント、観光地を利用した出会いの場の提供や男女の出会いをサポートできる人の育成により、婚姻率・出生率の向上に繋がります。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|------------------|------------------------|------------------|------|
| (1) 地域福祉計画の推進 | ・ 地域福祉計画の推進 | 市 | ● |
| (2) 地域福祉活動拠点づくり | ・ (仮称) 中央福祉館の整備 | 市 | ● |
| (3) 社会福祉協議会機能の充実 | ・ 社会福祉協議会と専門機関との連携強化 | 市、社会福祉協議会 | ● |
| | ・ 民生委員・児童委員の活動の支援 | | |
| (4) 福祉ボランティアの育成 | ・ 企業及び各種団体・市民の意識の醸成 | 市、社会福祉協議会 | |
| | ・ コーディネーター・専門ボランティアの養成 | | |
| (5) 福祉系大学との連携推進 | ・ 大学施設の開放、公開市民講座の充実 | 市、社会福祉協議会、金城大学など | |
| | ・ 大学と福祉ボランティアセンターの連携 | | |
| (6) 少子化対策の推進 | ・ 独身男女の出会いの場の提供 | 市、民間 | ● |

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| ボランティア登録会員数 | 4,600人 (H18) | 8,119人 (H22) | 10,000人 (H28) |
| 地区社会福祉協議会の設立 | — | 美川地区 0 鶴来地区 0 (H23) | 美川地区 1 鶴来地区 2 (H28) |

3-1. 高齢者の生きがいがづくり

【現状と課題】

長寿社会の到来により、市民個々の生涯生活時間が増大し、高齢期における有意義な人生設計が求められています。ただ長生きするのではなく、身体的に健康であるのはもちろんのこと、精神的にも、さらには社会的視点においても、高齢期にいかに自立した生活が送れるかが注目されています。

特に、高齢期における生きがいがづくりは、いかに充実した社会生活を過ごせるかという点で極めて重要な施策であり、健康づくりにとって必要不可欠な取り組みです。また、高齢者の社会参加は生きがいという面だけでなく、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯にとっては、社会とのつながりを保持する重要な役割を担っています。

しかし、高齢者の方々の中には、社会の第一線から退いたという意識の中で、地域とのつながりが薄く、社会活動への消極的な傾向が見られます。また、社会活動を実施するための十分な活動の場が少ないことなどもあり、全体的には高齢者の社会参加活動への理解と認識は、まだ不十分であると思われま

す。今後は、高齢者の社会参加活動に対する積極的な意識の高揚を図るとともに、社会全体で活動機会の拡充や活動基盤の整備を進めていかなければなりません。

【基本的方向】

(1) 老人クラブへの支援

高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、地域の老人クラブ活動を支援するとともに、自主的社会活動グループの育成を推進します。

(2) シルバー人材センターへの支援

高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を活用し、働くことを通じて高齢者の希望や能力を活かすことにより、アクティブエイジング（活力ある高齢化）を図るための仕組みとして今後ともシルバー人材センターの活動支援を推進します。

(3) 地域活動の推進

スポーツ・学習・創作活動やボランティア活動の一環として、高齢者の知識や技能を伝承する機会を拡充します。

また、閉じこもり、介護・認知症予防やリフレッシュを目的に、地区社会福祉協議会や町内会が中心となり実施しているふれあいサロンの拡大や内容の充実を支援します。

(4) 生きがいがづくりの推進

趣味、技能研修の機会をつくり、それらを通して生きがいの創造の場を提供し、社会参加の機会をつくることにより、活動的で生き生きとした生活が送れるよう支援します。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|--------------------|------------------------|--------------------------|------|
| (1) 老人クラブへの支援 | ・ 地域活動の支援充実 | 市、社会福祉協議会 | |
| (2) シルバー人材センターへの支援 | ・ 就業機会の拡充 | シルバー人材センター | |
| (3) 地域活動の推進 | ・ 高齢者の地域行事への参画、地域活動の実施 | 市、社会福祉協議会 | |
| | ・ ふれあいサロンの拡充 | | ● |
| | ・ 高齢者の知識、技能を伝承する機会づくり | | |
| (4) 生きがいづくりの推進 | ・ 趣味、技能研修の機会づくり | 県（ハローワーク）、市、社会福祉協議会、文化協会 | |

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| シルバー人材センター会員数 | 1,288人 (H17) | 1,254人 (H23) | 1,800人 (H28) |

4-1. 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

わが国においては、65歳以上の高齢化率が23%を超え、既に本格的な高齢社会が訪れており、本市においても平成22年度末現在、高齢化率が20.6%となっています。このような状況の中で、高齢者の最大の不安要因である「介護」を社会全体で支えるための仕組みとして、介護保険制度が施行されています。

本市においては、寝たきりや認知症高齢者などに対し、訪問介護や通所介護、短期入所などの在宅サービスを中心に、各種介護サービスを行っており、在宅介護が困難な高齢者には、特別養護老人ホームなどへの入所サービスを提供してきたところです。

今後は、支援が必要な高齢者の増加や介護ニーズの多様化に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、介護保険事業と在宅支援サービスを中心とする高齢者福祉施策を展開するとともに、介護が必要な状態とならないよう、また要介護状態となった場合においても、可能なかぎり地域において自立した日常生活を営むことができる支援が必要です。

【基本的方向】

(1) 高齢者支援サービスの充実

介護が必要な高齢者等の安全で安心できる在宅生活の向上を図るため、介護保険事業と連携し、日常生活支援サービス等の拡充を図ります。

ふれあいサロン等の身近な生きがい活動の場を充実させ、虚弱高齢者の運動機能などの維持・向上、認知症予防等を行い、自立した生活を維持できるよう支援します。

高齢者支援センターでは、介護予防に関するケアマネジメントをはじめ、様々な制度や地域の保健・福祉・医療サービスや福祉ボランティアなどの多様な活動との連携による支援体制を整備するとともに、住み慣れた家庭や地域で、自立して安全で快適な生活が営むことができるよう、居住環境の整備を支援します。

(2) 介護予防の推進

高齢者が、要支援や要介護状態に陥らないために、介護予防に関する知識や情報の普及啓発を行うとともに、陥る恐れのある方の実態把握に努め、住み慣れた家庭や地域での生活が継続できるよう介護予防事業を推進します。

(3) 認知症高齢者への支援

認知症高齢者に対する正しい知識と理解を深めるため、広報や認知症サポーター養成講座などを通じて広く啓発します。

「はいかい高齢者等安心ネットワーク」の対象者の把握・登録、協力団体の登録を進め、体制を整備、強化します。

また認知症サポーター、民生委員、福祉推進委員、老人福祉連絡員等の地域の社会資源を最大限に活用したネットワークづくりを進めます。

認知症高齢者を介護している家族介護者に対して、介護の助言や治療、ケアの相談、家族同士の交流や意見を交換する家族介護継続支援事業を実施します。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|------------------|------------------------------|------|------|
| (1) 高齢者支援サービスの充実 | ・ 日常生活支援対策の推進 | 市 | |
| | ・ 高齢者支援センター（地域包括支援センター）の機能強化 | | |
| (2) 介護予防の推進 | ・ 予防給付ケアマネジメントの充実 | 市 | |
| | ・ 一般高齢者及び虚弱高齢者の介護予防 | | |
| (3) 認知症高齢者への支援 | ・ 認知症についての啓発活動 | 市 | |
| | ・ 認知症の早期発見及び予防 | | |
| | ・ 認知症高齢者の見守り支援体制の整備 | | ● |
| | ・ はいかい高齢者等安心ネットワークの整備 | | ● |

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|----------|-----------------|-----------------|
| 認知症サポーター数（累計） | — | 2,945人 (H22) | 4,400人 (H26) |
| はいかい対象高齢者登録者数 | — | 10人 (H22) | 100人 (H26) |

5-1. 自立と社会参加の促進

【現状と課題】

本市では、平成23年4月現在、身体障害者手帳交付者が3,864人、療育手帳交付者が640人、精神障害者保健福祉手帳交付者439人となっています。

これまで、障害のある人たちが住み慣れた地域社会の中で、安心して生活できるように、医療費支援、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルプサービス（居宅介護）、デイサービス（日帰り介護）、ショートステイ（短期入所）などの事業を推進してきました。

障害のある方の高齢化に伴う障害の重度化や重複化、家族介護者の高齢化などにより、障害のある方を取り巻く環境は厳しくなっています。

障害のある方が地域社会で自立した生活を送れるように、関係機関が集まり障害者自立支援協議会を設立し、課題の共有とその解決に向けて地域全体で取り組む必要があります。

また、障害のある方が地域の一員としてあたりまえの生活をしていけるように、計画的かつ総合的に各種施策を推進する必要があります。

【基本的方向】

(1) 総合的な障害者計画の推進

障害のある方の自立と地域生活を支援するための方策を総合的に推進します。

(2) 障害のある方の自立に向けた支援の充実

補装具や日常生活用具の給付やホームヘルプサービスなどの介護サービスを必要とする人に対して適切なサービス提供体制の充実に努めます。

また、コミュニケーション手段の確保、視覚障害者への移動や情報取得の保障など

自己意思決定できる環境整備に努めます。

(3) 障害のある方の社会参加の促進

障害のある方の能力を十分に発揮できるようにハローワーク、職業センターや施設等の連携のもと、社会活動への参加を促進します。

充実した生活を送るための外出支援として、福祉タクシー制度の拡充や移動支援事業の充実に努めます。また、障害のある方が参加できる生涯学習やスポーツ情報の提供に努めます。

(4) 精神障害サービスの充実

地域生活支援センターや医療機関などと連携し、障害福祉サービス等の提供や相談支援の充実により安定した生活が送れるように支援体制の整備に努めます。

また、発達障害者を総合的に支援する体制整備に取り組みます。

(5) 障害のある子どもの保育・教育の拡充

障害のある子どもの保育を推進するとともに教育施設のバリアフリー化や学校における教育相談などを充実し、受け入れ体制の整備を推進します。

障害のある子どもの成長にあわせた支援が行われるよう、関係機関が連携して取り組むことのできる体制づくりを促進します。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|---------------------------|---------------------------------|---------|------|
| (1) 総合的な障害者計画の推進 | ・ 障害者計画の推進 | 市 | ● |
| (2) 障害のある方の自立に向けた支援の充実 | ・ 障害者福祉タクシーの充実 | 市 | |
| | ・ 専門者の養成・派遣、手話研修機会の拡大 | | |
| | ・ 生涯学習、スポーツ教室情報の提供推進 | | |
| | ・ 福祉施設、障害者団体との連携の強化 | 国、県、市 | |
| | ・ 各種センターや施設との連携による身体機能など向上訓練の実施 | | |
| ・ 障害者雇用の促進、職業訓練施設・制度の活用促進 | | | |
| (3) 障害のある方の社会参加の促進 | ・ 日常生活用具の品目拡充 | 県、市 | |
| | ・ デイサービス、情報バリアフリー化事業などの充実 | 市 | |
| | ・ 日中一時支援、移動支援事業の実施 | | |
| | ・ 適切な介護などサービスの提供 | | |
| (4) 精神障害サービスの充実 | ・ 保健・福祉・医療の連携強化 | 県、市、企業団 | |
| | ・ 相談体制の充実、居宅介護サービスなど制度利用の啓発 | 県、市 | ● |
| | ・ 精神障害者医療給付金の拡大 | 市 | |
| (5) 障害のある子どもの保育・教育の拡充 | ・ 保育の推進、教育相談体制・校内協力体制の充実 | 市 | |
| | ・ 教育施設のバリアフリー化 | 県、市 | |
| | ・ 関係機関と養護学校との連携 | | |

※企業団：白山石川医療企業団

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 手話通訳、要約筆記初級者などの養成数 | 200人 (H17) | 431人 (H22) | 500人 (H28) |
| 手話通訳、要約筆記初級者などの専門員の登録者数 | 40人 (H17) | 48人 (H22) | 80人 (H28) |
| 手話通訳、要約筆記初級者などの専門員の派遣数 | 450人 (H17) | 525人 (H22) | 800人 (H28) |
| 相談支援員の配置 | — | 2名 (H23) | 5名 (H28) |

6-1. 子育て支援体制の充実

【現状と課題】

子どもやその家庭を取り巻く環境は、核家族化や少子化の進行、女性の社会進出、都市化の進展などにより常に変化しています。

このような子育て環境の変化や地域社会のつながり意識の希薄化などで、家庭での子育て機能そのものの低下や保護者の育児不安が懸念されており、地域ぐるみで子育てを支援するための環境整備が必要となっています。

本市の子育て支援は、平成22年3月に「白山市次世代育成支援地域行動計画」の後期計画を策定し、子どもの健やかな育成と社会・生活環境の整備を進め、安心して子供を生み、健やかに育つことができる環境づくりを計画的に推進しています。

子育てと仕事の両立支援のため、多様な保育サービスの拡充や心豊かな子どもを育むための保育士などの資質向上を図ってきました。家庭と保育サービス提供機関、地域社会との連携を促進し充実することが今日の大きな課題となっています。

また、男女とも仕事と子育ての両立ができるように、職場では子育て家庭への配慮や支援により、男性の子育て参加を促進し家族全体で子育てを楽しめる環境の整備が必要となっています。

【基本的方向】

(1) 地域における子育ての支援

安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスや子育て支援サービスを充実します。

子どもと地域の人々がふれあいながら、生き生きと活動できる機会や情報を提供します。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

家庭と保健・福祉・医療並びに教育機関との連携を図り、きめ細かな家庭内保健の充実に努めます。

子どもたちが豊かな心と健康な体を育んでいけるよう、幼稚園との連携など子どもを取り巻く環境対策を推進する体制づくりを推進します。

(3) 子どもの安全を守る安心なまちづくり

子どもの安全を守るため、防犯などの安全教育を推進するとともに、関係団体の連携による地域パトロールなど、地域ぐるみの安全活動を推進します。

また、いじめ・児童虐待など人権を損なう行為から子どもを守り、早期発見や防止活動を推進します。

(4) 仕事と家庭生活との両立の推進

男性の育児参加の促進を図るとともに、企業や事業主に対して、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、子育て家庭への理解を求めています。

(5) 公立保育所の民営化の推進

これからの子育て支援を推進するため、多彩で特色ある保育事業を展開するとともに、成果を挙げている法人保育所の手法を取り入れていくこととし、公立保育所の民営化を推進します。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|----------------------------|----------------------------------|---------|------|
| (1) 地域における子育ての支援 | ・拠点型子育て支援センター事業の充実 | 市 | |
| | ・病児保育センターの設置 | | |
| | ・ファミリーサポートセンター事業の推進 | 市、民間 | |
| | ・マイ幼稚園・マイ保育園（入所・入園前児童の登録制度）事業の推進 | | |
| ・白山市地域子育てネットワーク会議の設置 | 市、学校、民間 | | |
| (2) 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備 | ・母子保健の充実 | 市、民間 | |
| | ・小児救急医療体制の確立 | 医療機関 | |
| | ・子どもがたくましく心豊かに育つ環境の整備 | 市、学校、民間 | |
| | ・子どもの読書活動の推進 | | |
| (3) 子どもの安全を守る安心なまちづくり | ・子どもを守る安心なまちづくりの推進 | 市、民間、警察 | |
| (4) 仕事と家庭生活との両立の推進 | ・放課後児童の健全育成事業の充実 | 市 | |
| | ・民間企業への普及啓発 | | |
| (5) 公立保育所の民営化の推進 | ・公立保育所の法人化 | 市 | ● |

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 保育児童数（定員） | 3,985人 (H17) | 4,095人 (H23) | 3,870人 (H28) |
| 休日保育 | 1か所 (H17) | 2か所 (H23) | 3か所 (H26) |
| 放課後児童クラブ | 17か所 (H17) | 25か所 (H23) | 29か所 (H26) |
| 一時保育 | 11か所 (H17) | 22か所 (H23) | 27か所 (H28) |
| 公立保育所の民営化 | 2か所 (H17) | 2か所 (H23) | 10か所 (H30) |
| ファミリーサポートセンター会員数 | — | 320件 (H23) | 500件 (H28) |

7-1. 社会保険制度の充実

【現状と課題】

国民健康保険は、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険の基盤的役割を果たしています。

近年、少子高齢化の進展、医療の高度化、長引く不況の影響等により国民健康保険の運営は大変厳しい状況となっています。

平成20年度より、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査とその後の特定保健指導を実施しています。

一方、介護保険制度は、平成12年度に施行され、高齢期の安心できる生活を支える制度の一つとして定着してきました。

近年、高齢社会の進展と要介護者の増加により介護給付費が増大し、介護保険財政は厳しい状況となっています。

このような状況の中で、特に予防に重点を置いた取り組みを推進し、健康に対する市民意識の高揚を図る必要があります。さらに、保健・医療・福祉・介護の連携や一体的なサービスの提供などによって医療費や介護給付費のより一層の適正化に努めていく必要があります。

【基本的方向】

(1) 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の市民への周知と理解を図り、レセプト点検や医療費の通知、ジェネリック薬品の使用の啓発などにより医療費の適正化を推進します。

肥満、高血圧、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病(内臓脂肪症候群)の予防、生活習慣の改善を図るため、平成20年度より特定健康診査とそのフォローアップである特定保健指導の着実な実施を推進しています。

(2) 介護保険事業の推進

高齢化の進展に伴い、要介護認定者も上昇していることから、生活機能の低下した高齢者を対象に、介護予防事業を実施し、要介護状態への移行を防ぎます。

また、要支援者に対する筋力向上などの予防給付の推進により、介護度の重度化を防ぎます。

介護サービスの内容を定期的に審査・分析し、給付費の適正化を図ります。

介護保険制度の市民への周知と理解を得るため、普及啓発活動を継続し、安心してサービスが利用できる環境づくりを推進します。

【施策の展開】

| 施策体系 | 施策の概要 | 実施主体 | 重点施策 |
|-----------------|----------------------------------|------|------|
| (1) 国民健康保険事業の推進 | ・ 医療費の適正化 | 市 | |
| | ・ 生活習慣病の予防・改善のため、「栄養・運動・休養」などの支援 | | |
| (2) 介護保険事業の推進 | ・ 介護保険制度の周知 | 市 | |
| | ・ 給付内容分析と適正化の推進 | | |

【達成目標】

| 指標内容 | 総合計画策定時点 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|----------|----------------|----------------|
| 国民健康保険被保険者特定健康診査受診率 | — | 41.8% (H21) | 80% (H28) |
| 要介護認定率 | — | 16.7% (H22) | 19%以内 (H28) |